

# GIGA 端末（Chromebook）利用規定

八潮市教育委員会

# 八潮市教育委員会 GIGA 端末（Chromebook）利用規定

## 1 目的

本規定は、GIGA 端末（以下「Chromebook」という。）の利用に伴う、情報の漏えい、改ざん、破損及び紛失を防止し、学習ツールとして効果的な活用を進めることを目的に定めるものである。

## 2 所有者及び管理責任者

Chromebook の所有者は、八潮市教育委員会とし、管理責任者は、各校の校長とする。

## 3 対象者

対象者は、八潮市立小学校及び中学校に在籍する児童生徒（以下「児童生徒」という。）で Chromebook を使用する全ての者とする。

## 4 対象機種

対象機種は、令和3年度以降に導入した Chromebook とする。

## 5 遵守事項

### 5.1 Chromebook のセキュリティ対策

#### 5.1.1 Chromebook の使用

①学習用端末として利用するものは、八潮市教育委員会から貸与した Chromebook とすること。

②Chromebook は、小学校又は中学校在籍中は同一の端末を使うこととし、個人の所有物ではなく貸与であるため、次の点に注意して利用すること。

- ・ Chromebook を丁寧に扱うこと。
- ・ Chromebook に管理用のシールが添付されているため、これを剥がしたり、これ以外に個人でシールを貼ったり、文字を書いたりしないこと。ただし、管理責任者が Chromebook を管理するためにシール等を貼ることは認めることとする。
- ・ 転出又は卒業時には、速やかに管理責任者へ Chromebook 等を返却すること。

5.1.2 Chromebook は、授業中及び家庭への持ち帰り学習その他教師の指示があるときに使用すること。

5.1.3 管理責任者は、定期的に Chromebook を確認し、破損、紛失、使用状況等を確認すること。

5.1.4 管理責任者は、Chromebook に破損、紛失、盗難等の事故又は障害等が発生した場合には、速やかに八潮市教育委員会へ連絡すること。

## **5.2 Chromebook 及び導入するソフトウェア等**

- 5.2.1 Chromebook の設定を変更したり、改造したりしないこと。なお、設定変更が必要な際は、管理責任者から八潮市教育委員会へ申請すること。
- 5.2.2 Chromebook には、八潮市教育委員会が定めるソフト及びアプリケーション以外を導入しないこと。
- 5.2.3 ソフト及びアプリケーションは、八潮市教育委員会の許可を得ることなく、インストール及びアンインストールしないこと。
- 5.2.4 Chromebook のソフトウェアやハードウェアを改造したりしないこと。

## **5.3 個人 ID 等の管理及び Chromebook の他者への利用制限**

- 5.3.1 管理責任者は、個人 ID について適切に管理し、第三者へ洩れることが無いようにすること。
- 5.3.2 児童生徒は、個人 ID 及びパスワードについて適切に管理し、第三者へ洩れることが無いようにすること。
- 5.3.3 管理責任者は、第三者が無断で Chromebook を利用できないようにすること。
- 5.3.4 Chromebook は、他者との貸し借りはしないこと。

## **5.4 クラウドサービスの利用**

- 5.4.1 クラウドサービスは、八潮市教育委員会が許可した Google Workspace for Education を利用すること。
- 5.4.2 利用の主たる目的は学習プロセスの記録と学習成果物の保存であるため、クラウドサービス内は教師の指示を受けて整理して運用すること。

## **5.5 注意事項**

- 5.5.1 インターネット上に個人が特定できる情報を公開しないこと。
- 5.5.2 他人の顔写真などを公開しないこと。
- 5.5.3 情報を発信する際には、人権及び著作権等に十分配慮し基本的モラルに配慮すること。
- 5.5.4 児童生徒は、インターネット上で他人を誹謗中傷したり、他人に不快感を与えるような発言をしないこと。
- 5.5.5 児童生徒は、インターネット上でトラブルが発生したり、不審なメール等が届いたりした場合には、直ちに教師に連絡すること。
- 5.5.6 学習する上でふさわしくないとされるサイトへは接続しないこと。
- 5.5.7 いかなる場合も学校の許可なしに他の情報機器を接続しないこと。
- 5.5.8 Chromebook を転売等しないこと。

## **6 保守管理**

### **6.1 故障、紛失等**

6.1.1 故障の際には、管理責任者からコールセンター又は八潮市教育委員会へ連絡すること。

6.1.2 破損、紛失、盗難等があった際には、管理責任者から八潮市教育委員会へ連絡し対応を協議すること。なお、対応に実費がかかる際には、保険対象内であれば保険で対応し、保険対象外又は故意若しくは過失によるものであれば実費を該当者（又は該当者の保護者）が負担すること。

## 7 Chromebook・個人ID及びパスワードの運用

### 7.1 Chromebook 貸与の流れ

7.1.1 Chromebook は、導入時に納入された台数を各学校単位で毎年度流用する。

7.1.2 児童生徒は、貸与された Chromebook を卒業まで使用する。

7.1.3 卒業生が使用していた Chromebook は、新入生に貸与する。

7.1.4 転入生には、各校の予備機を貸与する。

7.1.5 Chromebook の台数は、年度末に学校間で調整する（市教委対応）。

### 7.2 個人ID及びパスワードの運用

7.2.1 八潮市教育委員会は、個人ID及びパスワードを発行し、児童生徒は、貸与された個人IDを中学校卒業まで使用する。

7.2.2 パスワードを変更するときは、8文字以上12文字以下とし、英字と数字を混ぜて作成すること。

7.2.3 児童生徒が市外へ転出する場合には、管理責任者は八潮市教育委員会へ報告し、八潮市教育委員会は個人ID及びパスワードを回収する。

7.2.4 市外から児童生徒の転入があった場合には、管理責任者は八潮市教育委員会へ報告し、八潮市教育委員会は新たに個人ID及びパスワードを発行する。

## 8 授業以外の使用と管理（臨時休業等の発生時を含む）

### 8.1 持ち帰り等

8.1.1 管理責任者は、八潮市教育委員会の許可がある場合には、Chromebook を家庭に持ち帰らせることができる。なお、災害その他の緊急事態等の状況を踏まえ、八潮市教育委員会として管理責任者へ児童生徒への持ち帰りを指示することもある。

8.1.2 児童生徒は、校外で Chromebook を使用する際には、適切な場所で使用することとし、持ち運びの際は、破損、紛失、盗難等に気を付けて管理すること。

8.1.3 Chromebook の家庭への持ち帰り学習は令和4年度からとする。

付則

この利用規定は、令和3年4月1日から施行する。

付則

この利用規定は、令和3年9月15日から施行する。

付則

この利用規定は、令和3年9月21日から施行する。